

# 法雲寺預骨堂使用規約

- 第一条 法雲寺預骨堂を使用する者は本規約を厳守し、法雲寺住職の承認を受けなければならない。
- 第二条 火葬した遺骨「ペットも含む」を期間を設け預骨堂へ納骨をする。
- 第三条 火葬証明書等の提出がない場合は預骨堂の使用を認めない。
- 第四条 お預かりした供養料は事情の如何を問わず返還しない。
- 第五条 宗教・宗派・国籍は問わないが、本堂・墓地・境内地での法要は法雲寺と施主が日時を決定し、法雲寺が曹洞宗の作法により行う。  
※境内地につき他の僧侶等の入場・法要は認めない。
- 第六条 年に一度合同供養法要「卒塔婆供養を含む」を行う。  
※御案内申し上げますので、希望の方はお申込み下さい。
- 第七条 供養料は 金 式 萬 圓 / 一 靈 と し、 期 間 を 一 年 間 と す る。  
※納骨法要料は含まない。
- 第八条 契約期限が満了した際は再契約料を金式萬圓 / 一靈とし、新たに契約日より一年間の使用を認める。  
※契約期限が満了し、施主様が音信不通の場合は法雲寺住職の判断により永代供養墓への合祀とし、埋葬料は金拾萬圓とする。  
※又、お預かりした遺骨は事情の如何を問わず返還しない。
- 第九条 本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。

故人名	施主名	住所	電話番号
	㊞		

令和 年 月 日 法雲寺永代供養墓の使用を承認する。

住所 埼玉県坂戸市多和目六三九 / 電話番号 〇四九―二八五―三七五〇

曹洞宗普門山法雲寺住職 杉谷大道 ㊞